

県出資等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）概要

平成20年1月

1 改革の必要性

社会経済情勢の変化等により、外郭団体の事業の必要性が薄れている、県の過度の関与により効率性が阻害されているケースが見られること等から、県として、あり方や県の関わり方等について根本的な改革を行うことが必要

2 見直しの経過

- (1) 平成16年 改革基本方針策定 対象団体54団体
- (2) 平成20年 行政機構審議会（外郭団体見直し検証専門部会）の答申を受けて、改革基本方針を改訂
対象団体 45団体（追加1団体、廃止又は民間へ移譲のため除外10団体）

3 「改革基本方針」の基本的考え方

改革の基本的な考え方

- ・ 団体が行っている業務の必要性
事業自体の必要性、団体の公的役割に対する県の責任、県の政策における団体の位置付け等を考慮
- ・ 業務の効率性
県と団体の連結ベースでの視点
- ・ 団体で実施することの当否
NPO等他の公益を担う団体の参入促進、県直接実施の検討
- ・ 県の関与の当否
自立的な運営の促進。見直しを進めるに当たっての必要な期間を考慮してスケジュールを設定
国等への働きかけ
法制度上の課題等大きな問題がある場合は、実施可能な改革から着手。国への制度改革等の要請
期限を明確にした取り組み
取り組みの期限を明確に提示
団体の債権・債務の取り扱い
県財政に与える影響を十分勘案し、県の行財政改革プランと連動させながら改革を実施

4 個別団体の改革方針

- (1) 方針一覧
 - ・ 平成16年度策定の改革基本方針に沿って見直しを進める 29団体
 - ・ 平成16年度策定の改革基本方針を改訂した上で見直しを進める 15団体
 - ・ 新規追加（しなの鉄道） 1団体

(2) 個別団体ごとの方針 専門部会で重点的に検証した団体及び改訂した団体のみ記載

団体名 (「長野県」を略)	改革基本方針(改訂後)	H16策定の 基本方針等
(特)土地開発公社	「事業の縮小(機能は存続)」 ・ 公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする 一定の事業量はある 公社機能の活用により、県全体として用地取得の選択肢が広がり、機動的対応ができる	団体の廃止
(社)林業公社	「経営改善の推進」 ・ 収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る 国による支援が受けられる 県行造林移行には消費税や契約変更、県組織拡大のコストがかかる	団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)
(特)道路公社	「団体の廃止」(平成38年度 事業期限到来時) 早期無料開放の場合、県出資金(219億円)の返還が全くなされず、年7億円の管理費もかかり、県財政に影響する	団体の廃止 (平成26年度)
(特)信用保証協会 (特)農業信用基金協会	「現在の体制で事業の効率化を図る」(統合は実施しない) 法改正の見込みなく、保証の対象者・仕組等も異なり、統合の現実性なし	制度的な制約を解消した段階で統合
(社)農業担い手育成基金 (財)農業開発公社 (特)農業会議	「現在の体制で事業の効率化を図る」(統合は実施しない) 法改正の見込みなし 事務局の統合・事務所のワンフロア化を行い実質的に効率化を進めた	制度的な制約を解消した段階で統合
(財)テクノ財団	「事業推進に対して積極的に支援」 ・ 県職員派遣、人件費補助の実施 県策定の産業振興戦略プランにより役割増 第 期知的クラスター創成事業への対応が必要	県関与の廃止
(財)下水道公社	「県関与の廃止」 ・ 県職員派遣は平成23年度末までとする ・ 平成27年度から、流域下水道の発注及び評価・監視等下水道管理者の業務は県が行い、他業務は民間事業者が行う	県関与の廃止
(財)建築住宅センター	「県関与の廃止」 ・ 構造計算適合性判定業務対応のため、平成20年度まで県職員を派遣	県関与の廃止
(財)暴力追放県民センター	「必要な県関与の継続」 ・ 活動に支障を生じないよう財政支援を実施 市町村や企業等賛助会員の協力を得て、相談業務や暴力追放運動の推進母体としての公的役割に対する県の責任	県関与の廃止
(財)消防協会	「必要な県関与の継続」 ・ 消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を継続 消防に関する県の役割、市町村との協力関係、協会の公的役割を踏まえた県の責任	県関与の見直し

団体名 (「長野県」を略)	改革基本方針(改訂後)	H16策定の 基本方針等
(財)長寿社会開発センター	<p>「必要な県関与の継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人大学をセンターの自主事業化(県は運営費の一部を補助) ・事務局体制の整備を図るため、他団体との事務局統合を検討(県派遣職員の縮減は実施済み) <p>企業や個人等の協力も得て、元気高齢者対策を一元的に行っているセンターの公的役割に対する県の責任</p>	県関与の抜本的な見直し
(社福)社会福祉事業団	<p>「県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団改革のため、本部に平成20年度まで県職員を派遣 ・西駒郷に平成22年度まで県職員派遣、平成24年度まで財政的関与 	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す
(財)文化振興事業団	<p>「県の人的関与の抜本的な縮減」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度まで県職員(管理職)を派遣 	県の人的関与の抜本的な縮減
(財)中小企業振興センター	<p>「必要な県関与の継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣 <p>県策定の産業振興戦略プランにより役割増</p>	県関与の抜本的な縮減
(特)住宅供給公社	<p>「事業の縮小」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化 <p>法制度上実質的に解散が不可能 公営住宅の一体的管理機関に法律上位置づけられた</p>	事業の縮小(制度改革後に改革基本方針を見直し)
(財)廃棄物処理事業団	<p>「団体の廃止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分量が激減し、直ちに施設を整備する必要性が薄れてきた。 ・当分の間、施設整備を行う見込みがないことなどから、当事業団の理事会において、平成20年3月の解散を予定することとされた。 	存続

5 改革実施に当たっての留意点

- (1) 着実な改革の推進及び的確な評価と不断の見直しのための仕組み作り
毎年度、次の手順により評価する仕組みを構築
団体による自己評価、 県による評価、 パブコメを経て基本方針の見直し
- (2) 適切な手法、程度による県の関与の実施
- (3) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理
- (4) 公益法人制度改革への対応
- (5) プロパー職員の処遇
県の主導の下に運営されてきた団体については、実態に応じた責任を果たしていく。
- (7) 市町村、関係団体との協調の必要性